

## 2025年2月4日からの大雪に伴う 「被災住宅の応急修理（日常生活に必要な 最小限度の部分の修理）」を実施します



2025年3月10日  
郡山市建設部  
住宅政策課  
課長 渡邊 信幸  
TEL：924-2638

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

令和7（2025）年2月10日（月）の災害救助法適用に伴い、2月4日からの大雪により、住宅が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、「住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）」を実施します。

### 1 対象となる要件

以下の3つの要件全てを満たす方（世帯）

- (1) 大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の判定を受けた方  
（準半壊に至らない「一部損壊」の場合は対象になりません。）  
（全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。）
- (2) 応急修理を行った後、修理した住宅で生活をする方  
（駐車場、倉庫、店舗、農業用施設など、住宅以外は対象になりません。）
- (3) 応急仮設住宅を利用しない方

### 2 応急修理の範囲

本災害による損傷で、かつ日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

（応急修理の工事例）

- ・壊れた屋根の補修
- ・破損した柱梁等の構造部材の取り替え
- ・破損した外壁の補修
- ・壊れた建具の補修
- ・割れたガラスの取り替え
- ・壊れた給湯器の補修 等

### 3 応急修理の限度額（住戸1戸あたり）

（全壊）、大規模半壊、中規模半壊、半壊	717,000円
準半壊	348,000円

※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担になります。

※応急修理は市が業者に依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う制度です。

また、原則、修理の着手前に申込みが必要になります。

既に修理が終了し、支払が完了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

### 4 申込期限

令和7年4月23日（水）

### 5 相談・受付窓口

郡山市建設部住宅政策課

郡山市朝日1-23-7（郡山市役所本庁舎3階） TEL024-924-2631

※申込に必要な書類等はウェブサイトに掲載しています。

「2025年2月4日からの大雪に伴う住宅の応急修理（日常生活に必要な  
最小限度の部分の修理）について」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/138237.html>

